

スマート税務行政の実現に向けて

「税務行政の将来像（平成29年6月）」の公表から令和元年6月までに実現又は具体化した取組及び今後の課題を整理し、引き続き、計画的かつ着実に取り組むことにより、**スマート税務行政**の実現を図る。

納税者の利便性の向上

税務手続のデジタル化

- e-Taxの推進
 - ・ 更なるe-Taxの使い勝手の向上
 - ・ マイナポータルを活用した確定申告手続の電子化
- 年末調整手続の電子化

税務相談の効率化・高度化

- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置
- チャットボットの導入
- 国税庁ホームページの掲載情報の充実

税務署窓口のスマート化

- 納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進
- 納税証明書の発行の電子化・簡便化
- ICTを活用した電話相談・自己解決ブースの窓口への設置（再掲）

課税・徴収の効率化・高度化

調査等の高度化

- 情報収集の拡大
 - ・ C R S情報の積極的な活用、情報照会手続を活用した的確な情報収集 など
- 情報分析の高度化
 - ・ 機械学習技術による選定の高度化の検討、大量データのマッチング分析 など
- 複雑困難事案への対応
 - ・ 国際的租税回避への対応
 - ・ 富裕層に対する適正課税の確保
 - ・ 消費税の適正課税の確保
 - ・ 大口・悪質事案への対応
 - ・ 新しい経済取引への対応

徴収の効率化・高度化

インフラ整備と業務改革

情報システムの高度化（業務フロー見直しと一体的に実施）



内部事務の集約処理

外部機関との連携強化 （地方公共団体等、税理士会・ 関係民間団体、外国税務当局）

税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

【取組例①】スマートフォン・タブレットによる電子申告

【平成31年 1 月～】

- スマートフォンやタブレットから国税庁ホームページで提供している確定申告書の作成システムにアクセスすると、スマートフォンなどに最適化したデザインの画面（スマホ専用画面）が表示され、スマホ申告が利用可能となりました。
- スマホ申告でe-Taxを行うためには、税務署員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードが必要です。

スマホ専用画面



●「スマホ専用画面」が利用可能な手続を、順次拡大します。【令和 2 年 1 月～】

【スマホ専用画面の利用対象者等】 ※下線部が30年分との変更点

項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得（年末調整（年調）済1か所）	給与所得（年調済1か所、 <u>年調未済、2か所以上に対応</u> ） 公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	医療費控除、寄附金控除	<u>全ての所得控除</u>
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、 <u>災害減免額</u>
その他		<u>予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）</u>

●マイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォン（※）を使えば、マイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信が可能になります。【令和 2 年 1 月～】

（※）マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン（Android端末のみ）は令和元年 6 月 7 日時点において71機種。

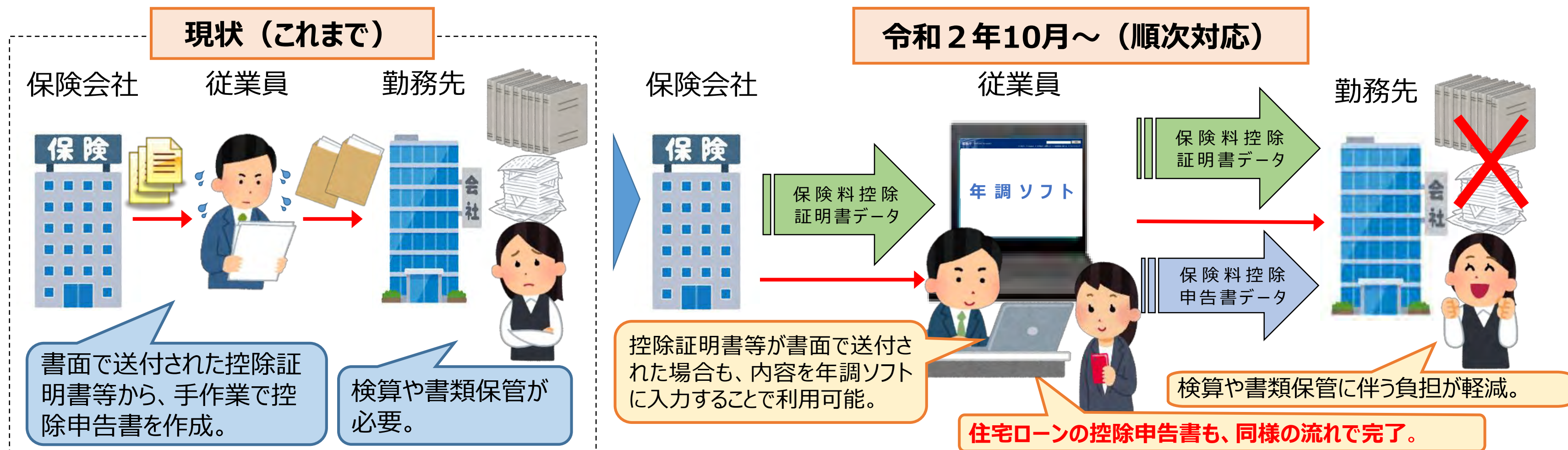
税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

【取組例②】年末調整手続の簡便化

I C Tの活用による年末調整手続の簡便化のため、**年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）**（※）を無料で提供します。
【令和2年10月導入予定】

- 作成可能な年末調整関係書類は、①保険料控除申告書、②住宅借入金等特別控除申告書、③扶養控除等（異動）申告書、④配偶者控除等申告書。
（注）上記申告書のほか、令和2年分以降の年末調整において追加される基礎控除申告書及び所得金額調整控除申告書についても対応予定。
- 従業員は、国税庁ホームページから年調ソフトをダウンロードして利用可能（なお、勤務先がダウンロードした年調ソフトを従業員に配付して利用することも可能）。
→ 上記の①、②については、従業員が、保険会社等から入手した控除証明書等のデータを年調ソフトに取り込めば、控除申告書の所定の項目に自動入力（簡便・正確に控除申告書データを作成）。
- 内容確認後、従業員はそのまま勤務先にオンライン提出可能。

※ 年調ソフトの仕様公開を通じ、民間ベンダー等が提供している給与システム等の開発も促進。

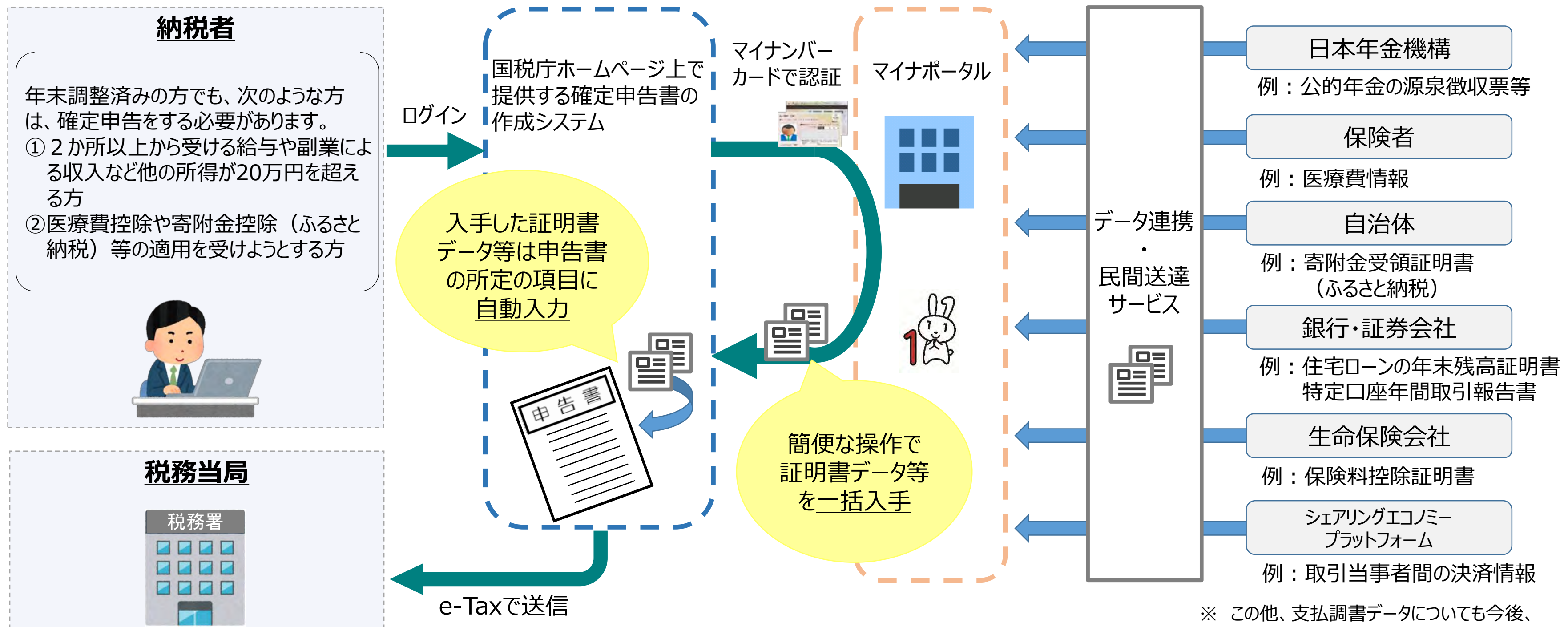


税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）

【取組例③】マイナポータルを活用した確定申告の簡便化のイメージ

確定申告に必要な控除証明書等の情報をマイナポータル経由で一括入手し、そのデータを確定申告書に自動入力できる仕組みの実現に向けた検討を行っています。

※ 仕組みの検討に当たっては、関係府省等と連携し、最新の各種セキュリティ対策の導入等、情報の取扱いに細心の注意を払います。



※ この他、支払調書データについても今後、可能なものから連携対象としていく予定。
支払調書データについては、税理士が代理して扱うことができます。

（注）実施に当たっては、データ連携先機関等との所要の調整等が前提。

税務手続のデジタル化（法人の皆様向け）

【取組例④】申告データの円滑な電子提出のための環境整備

申告データを円滑に電子提出できる環境整備に取り組んでいます。

- ① 法人の電子申告の際の認証手続の簡便化【平成30年4月以後の申告から実施済み】
- ② イメージデータで送信された添付書類の紙原本の保存不要化【平成30年4月以後の申請等から実施済み】
- ③ 法人税申告書別表（明細記載を要する部分）のデータ形式の柔軟化【令和元年5月以後の申告から実施済み】
（注）財務諸表についても、データ処理の円滑化の観点からデータ形式を柔軟化【令和2年4月以後の申告から実施予定】
- ④ e-Taxの送信容量の拡大【平成31年1月以後の申告から実施済み】
- ⑤ 添付書類の提出方法の拡充（光ディスク等による提出）【令和2年4月以後の申告から実施予定】
- ⑥ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【令和2年4月以後の申告から実施予定】
- ⑦ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除【令和2年3月以後の申告から実施予定】

※ これらの具体的な取組内容については、「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況（平成30年6月）を参照ください。

https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2017/syouraizou/pdf/syouraizo_3006.pdf

税務手続のデジタル化（法人の皆様向け）

【取組例⑤】企業が行う手続のオンライン・ワンストップ化

○ 法人設立オンライン・ワンストップ

これまで縦割り・バラバラだった手続をマイナポータルを活用してワンストップ化を実現。

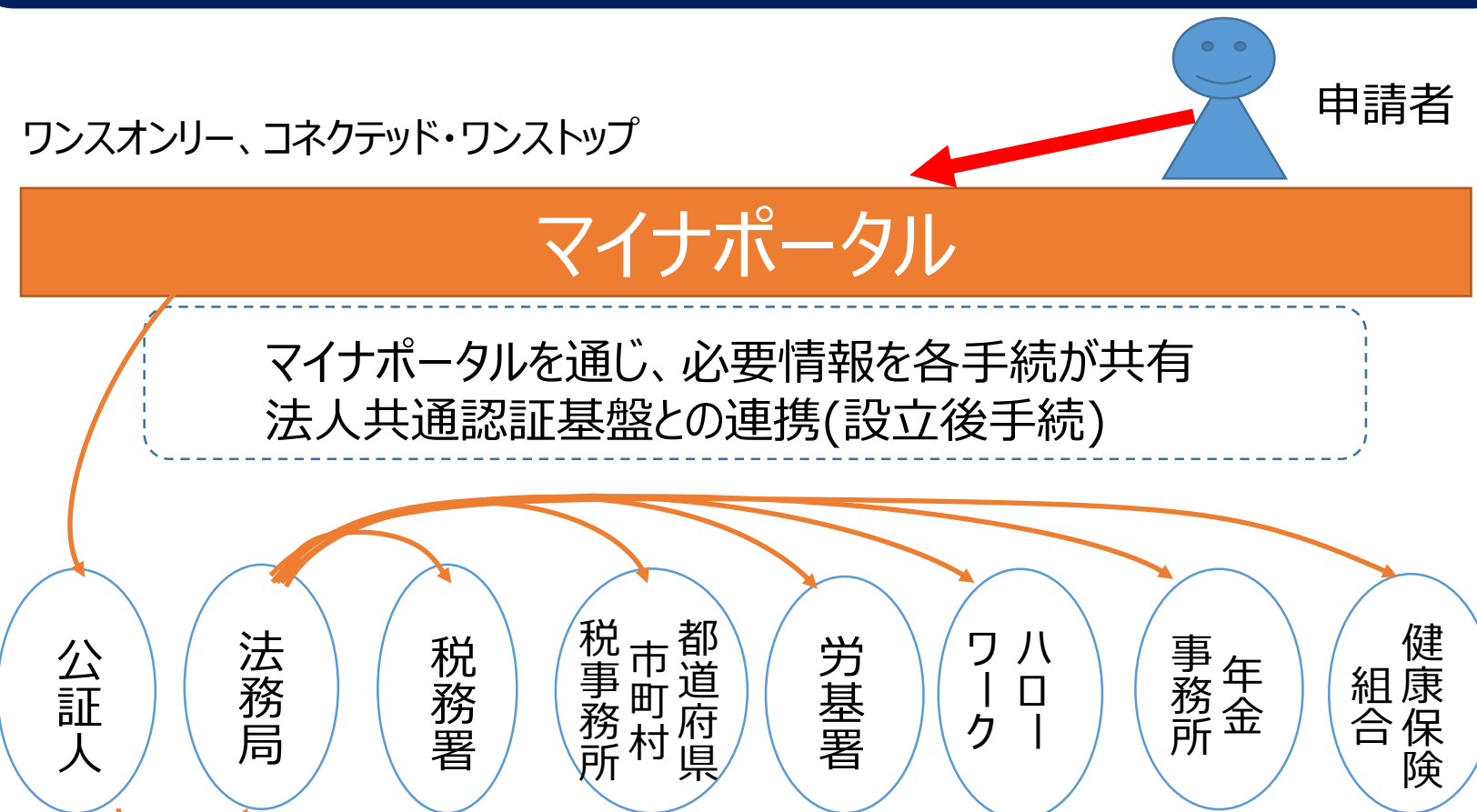
- －令和元年度中：設立後の手続についてワンストップサービスを開始。
- －令和2年度中：設立時の手続（定款認証・設立登記）も含めたワンストップサービスを開始。

○ 企業が行う従業員のライフイベントに伴う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ

従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う社会保険・税手続等について、令和2年11月頃から順次、マイナポータルのAPI※を活用したオンライン・ワンストップ化を開始する。

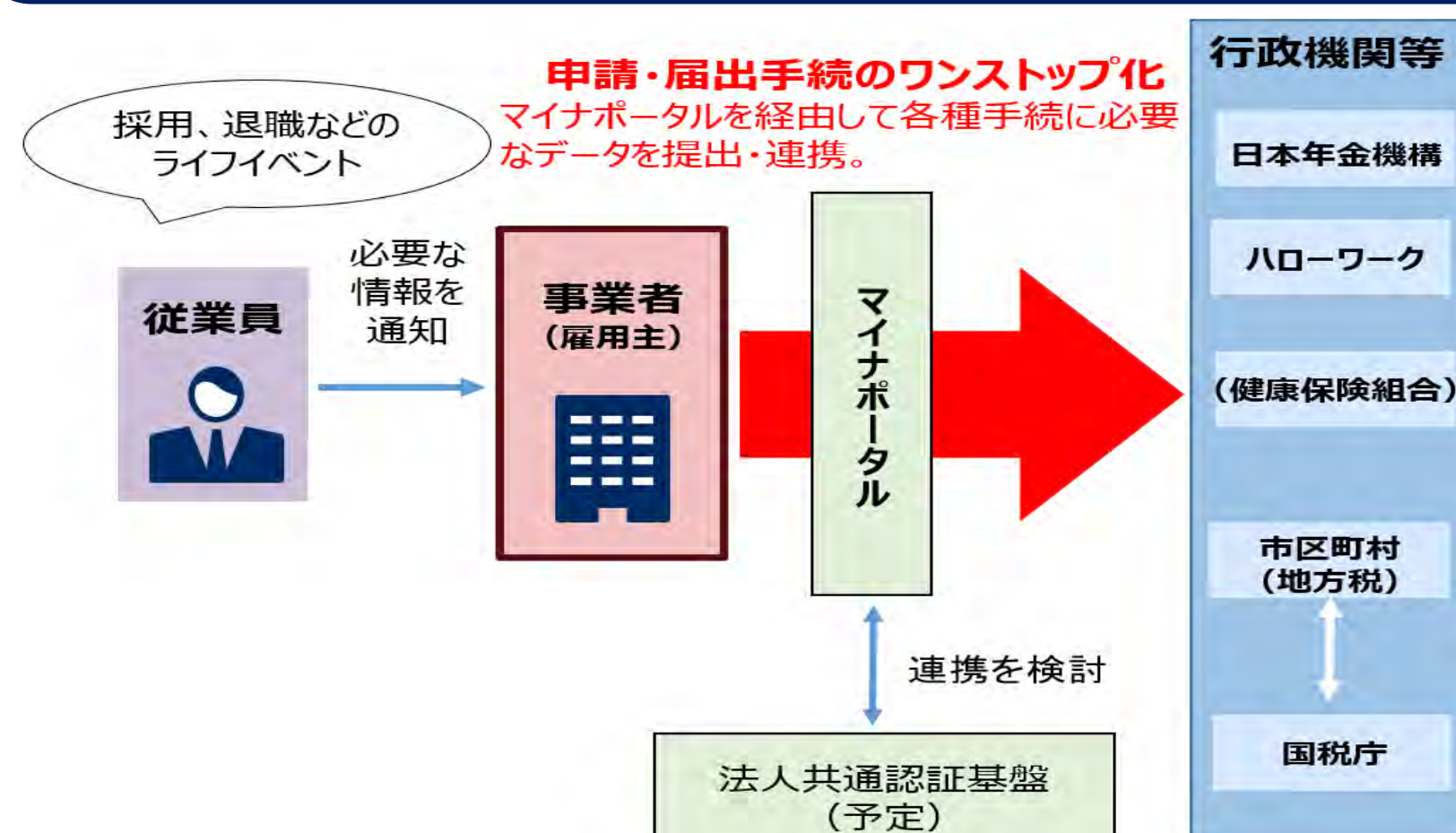
※API（Application Programming Interface）：プログラムの機能を他のプログラムでも利用できるようにするための規約。

法人設立オンライン・ワンストップ ＜今後目指すサービス＞



内閣府大臣官房番号制度担当室作成資料（一部抜粋）

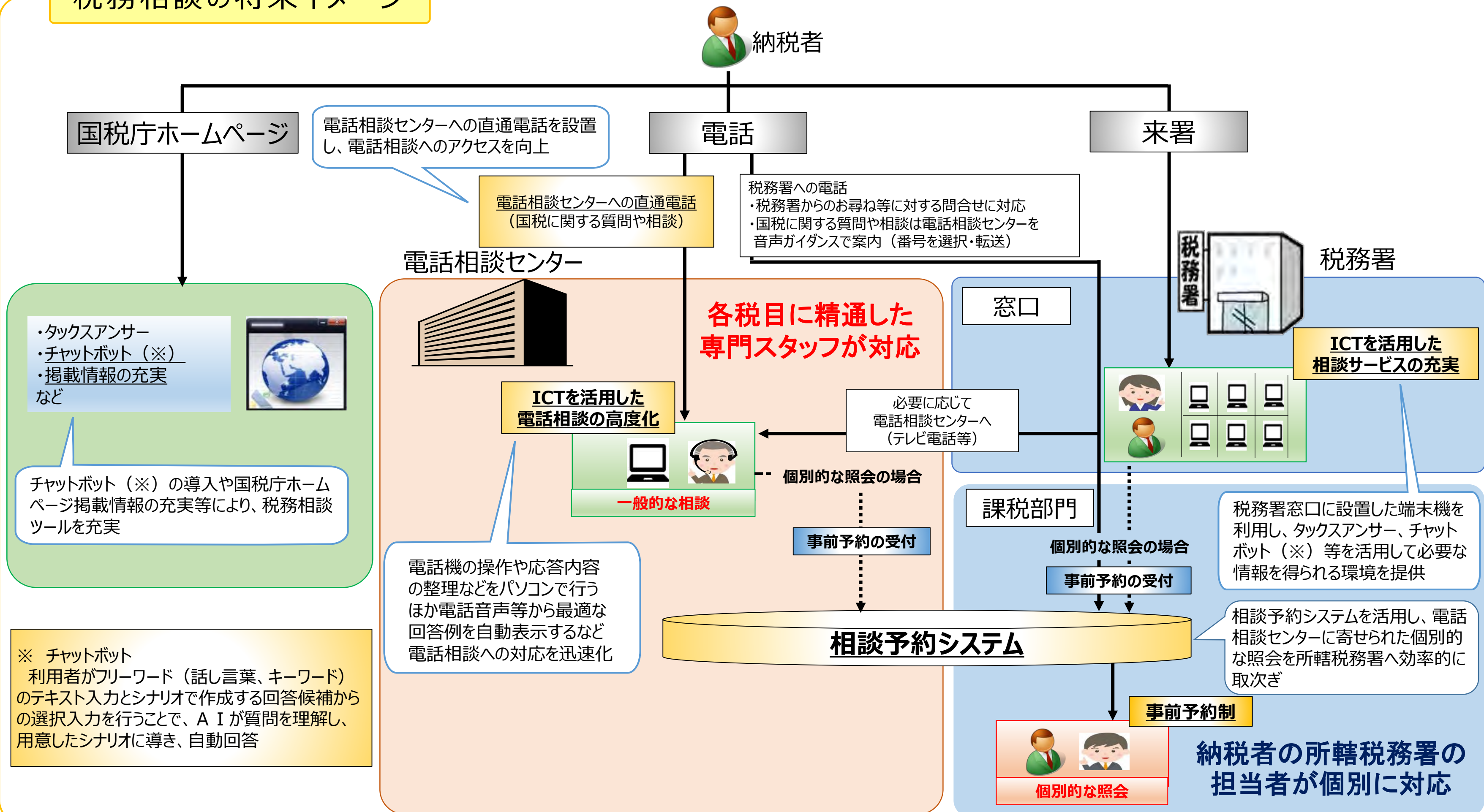
企業が行う従業員のライフイベントに伴う 社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ ＜今後目指すべき令和2年度実現イメージ＞



内閣官房IT総合戦略室作成資料（一部抜粋）

税務相談の効率化・高度化

税務相談の将来イメージ



税務相談の効率化・高度化

【取組例⑥】チャットボットの導入

納税者のニーズへの対応、電話相談事務の効率化等を図るため、土日、夜間等の日時にとらわれない相談チャネルとして、チャットボットを導入します。



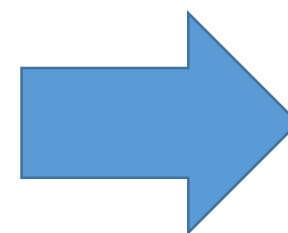
- ① アイコンをクリックするとチャットウィンドウが開く。
- ② チャットウィンドウに質問を入力すると、AIが自動回答する。
適切な回答ができないような質問をされた場合は、AIから質問をすることで、質問内容を補完する。



【令和元年度中に国税庁ホームページへ試験導入】

給与所得者及び年金受給者の確定申告に係る簡易な質問に対応

- ・ 税務署の所在地などの案内
- ・ 医療費控除などの所得控除、住宅ローン控除
- ・ e-Taxの操作方法 等



【令和2年度中に運用開始】

- ・ 相談事例の蓄積・学習を繰り返しながら、順次対応範囲を拡大

税務署窓口のスマート化

【取組例⑦】納付手段の多様化・キャッシュレス化の推進

これまでの取組

- インターネットバンキングなどを利用した電子納税 【平成16年6月導入済】
- コンビニ納付 【平成20年1月導入済】
- ダイレクト納付 【平成21年9月導入済】
 - ※ ダイレクト納付とは、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続。
- クレジットカード納付 【平成29年1月導入済】

新たに実施した取組

- QRコードを利用したコンビニ納付の導入
自宅等において、国税庁ホームページ上で提供する確定申告書の作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして出力することで、コンビニでの納付手続が可能に。
 - ※ QRコード（PDF）をスマホに表示させて手続も可能。

【平成31年1月導入済】



今後の取組

- 令和元年10月に全地方団体が電子納税を共同で収納する仕組みを導入予定であることから、これを踏まえ、国と地方団体が協力して利用勧奨することで、納付のキャッシュレス化を推進。
- 情報技術の今後の動向を見据えながら、納付手段の更なる多様化によるキャッシュレス化の推進について検討。

【順次実施】

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標。